

大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針

制定	2 水管第 1649 号 令和 2 年 11 月 27 日
一部改正	3 水管第 3399 号 令和 4 年 4 月 15 日
一部改正	4 水管第 3683 号 令和 5 年 3 月 20 日
一部改正	5 水管第 3275 号 令和 6 年 3 月 19 日

第 1 章 総論

第 1 節 趣旨

大中型まき網漁業に関する漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 39 条、第 45 条若しくは第 47 条又は漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「省令」という。）第 11 条の規定の適用等については、法及び省令の定めによるほか、この取扱方針に定めるところによる。

第 2 節 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 新トン数適用船舶 昭和 57 年 7 月 18 日以降に建造に着手された船舶及び同日前に建造され又は建造に着手された船舶で同日以降に特定修繕（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）附則第 3 条第 1 項に定める修繕をいう。）に伴う船舶法（明治 32 年法律第 46 号）及びこれに基づく命令の規定による改測又は測度（これらに相当する処分を含む。）を受けた船舶をいう。
- 2 旧トン数適用船舶 新トン数適用船舶以外の船舶をいう。
- 3 船舶階層区分 別表第 1 の 1 から第 1 の 3 までに定める船舶の階層の区分をいう。なお、新トン数適用船舶にあつては新トン数適用船舶階層区分を、旧トン数適用船舶にあつては旧トン数適用船舶階層区分をそれぞれ適用する。
- 4 代船 大中型まき網漁業の許可を受けた船舶（以下「許可船舶」という。）を当該漁業に使用することを廃止し、又はその許可船舶が滅失し、若しくは沈没したこと（以下「使用廃止等」という。）により、許可船舶に代わり許可を受けて、当該漁業に使用する船舶をいう。
- 5 トン数補充 大中型まき網漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）を受けた船舶の大型化にあたり、その増トン分に、他の船舶に係る当該漁業の廃業を見合いとして生じるトン数を充ててをいう。

第 2 章 船舶の総トン数の変更

第 1 節 代船の許可

1 代船の許可及び変更の許可の申請

大中型まき網漁業の許可を受けた者（以下「許可漁業者」という。）は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、その許可船舶と異なる総トン数の代船について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 45 条の許可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）及び法第 47 条の変更の許可を併せて申請する。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

（1）次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第 1 の 1 の階層 5 の許可船舶を大型化する場合にあっては、別表第 3 に定める基準に適合するときに限る。

イ 代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の下位にある場合

（2）代船の船舶階層区分が、許可船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、許可船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と代船の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、許可船舶が別表第 1 の 1 又は別表第 1 の 3 のいずれかの階層に属する場合であって、代船が別表第 1 の 1 の階層 5 又は別表第 1 の 2 のいずれかの階層に属することとなるときは、許可しない。

第 2 節 起業の認可に基づく許可

1 起業の認可に基づく許可及び変更の許可の申請

大中型まき網漁業の起業の認可（以下「認可」という。）を受けた者は、その認可の有効期間中に、その認可を受けた船舶と異なる総トン数の船舶について当該漁業の許可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、法第 39 条第 1 項の認可に基づく許可及び省令第 11 条第 1 項の認可の変更の許可を併せて申請する。

なお、許可漁業者は、その許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により、認可を申請する場合には、農林水産大臣に対して、その許可船舶に係る制限措置と同じ制限措置をもって、法第 45 条の認可（同条第 2 号又は第 3 号に係るものに限る。）を申請しなければならない（第 3 章第 8 節に掲げる場合を除く。）。

2 審査基準

1 によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第 4 節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

（1）次のア及びイに掲げる場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第 1 の 1 の階層 5 に属する認可を受けた船舶を大型化する場合にあっては、別表第 3 に定める基準に適合するときに限る。

イ 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の

船舶階層区分の下位にある場合

- (2) 認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分が、認可を受けた船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、認可を受けた船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と認可に基づく許可を受けようとする船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、認可を受けた船舶が、別表第1の1又は別表第1の3のいずれかの階層に属する場合であって、認可に基づく許可を受けようとする船舶が別表第1の1の階層5又は別表第1の2のいずれかの階層に属することとなるときは、許可しない。

第3節 代船を伴わない変更（改造）の許可

1 変更の許可の申請等

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、その許可船舶の改造により総トン数を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、法第47条の変更の許可を申請する。

また、当該許可に基づいて総トン数を変更したときには、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項の許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請について、それぞれ以下の審査基準及び第4節の審査基準等を満たす場合には、許可するものとする。

- (1) 以下の場合には、トン数補充を要せずに許可する。

ア 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分と同じ場合。ただし、別表第1の1の階層5に属する許可船舶を大型化する場合にあっては、別表第3に定める基準に適合するときに限る。

- イ 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の下位にある場合
- (2) 改造後の船舶の船舶階層区分が、改造前の船舶の船舶階層区分の上位にある場合には、改造前の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数と改造後の船舶の船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶の欄の上限のトン数との差のトン数に見合うトン数補充があるときに限り、許可する。

ただし、改造前の船舶が、別表第1の1又は1の3のいずれかの階層に属する場合であって、改造後の船舶が別表第1の1の階層5又は別表第1の2のいずれかの階層に属することとなるときは、当該大型化は許可しない。

第4節 第1節から第3節までに共通する審査基準等

1 総トン数の最高限度

第1節から第3節までの規定に基づき許可等を受けた船舶を大型化する場合は、別表第4の操業区域ごとに最高限度としてそれぞれ定める船舶の総トン数を超えないこととする。

ただし、北部太平洋海区（操業区域を太平洋中央海区と併せ持つ場合に限る。）、太平洋中央海区又はインド洋海区については、大型化した船舶の魚そう容積が1,900m³（グレーン）を超えない場合には、当該総トン数の最高限度は適用しないものとする。

2 トン数補充に係る審査基準

第1節から第3節までの規定に基づきトン数補充を要する場合の審査基準は、以下のとおりとする。

(1) トン数補充に充てることができる許可船舶は、次のアからオまでに掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 使用廃止等の時まで継続して1年以上大中型まき網漁業を休業していないこと（休業の期間が1年に満たない場合であって、法第39条第1項、第42条第1項又は第45条各号の規定に基づく許可を受けたときから継続して休業していない場合を含む。）。

イ 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であって、許可の取消処分相当するものを犯していないこと。

ウ 使用廃止等に係る許可船舶の操業区域と総トン数変更後の許可船舶の操業区域とが同一であること（当該操業区域が異なる場合であっても、魚族資源の観点から同一の漁場に属すると認められ、かつ、漁業調整上支障がない場合はこの限りでない。）。

エ 総トン数変更後の許可船舶が別表第1の1のいずれかの階層に属することとなる場合にあつては、トン数補充に充てることができる許可船舶が別表第1の1又は別表第1の3のいずれかの階層に属するものであること。

オ 総トン数変更後の許可船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる場合にあつては、トン数補充に充てることができる許可船舶が別表第1の2の階層1に属するものであること（第3章第5節の適用による大型化にあつては、別表第2の海区1を操業区域とする許可船舶のうち別表第1の1の階層4に属するものを含む。）。

(2) トン数補充に使用できるトン数の上限は、当該許可船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数とする。ただし、次のア又はイに掲げる場合にあつては、当該ア又はイに定めるとおりとする。

ア 漁具の種類その他の漁業の方法（以下「漁法」という。）が2そうまきである許可船舶（以下「2そうまき船舶」という。）の大型化に伴い、漁法が1そうまきである許可船舶（以下「1そうまき船舶」という。）を補充トンに充てる場合にあつては、当該1そうまき船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数に3分の4を乗じたトン数を補充トン数の上限とする。

イ 1そうまき船舶の大型化に伴い、2そうまき船舶を補充トンに充てる場合にあつては、当該2そうまき船舶の属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01トンを加算したトン数に4分の3を乗じたトン数を補充トン数の上限とする。

3 補充トン数の制限

(1) 補充トン数は、分割し、又は他の許可船舶に係る補充トン数と合算してトン数補充に使用することができるものとする。分割してトン数補充に充当した場合の残余のトン数は、当該トン数補充に係る最初の総トン数の変更の許可の日から1年以内に限り補充トン数として使用できるものとする。

- (2) 新トン数適用船舶について、当該船舶の総トン数から当該船舶が属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に 0.01 トンを加算したトン数を差し引いたトン数（0 又は負となる場合を除く。）は、補充トン数として使用できないものとする。
- (3) 第 3 章の規定によりトン数補充を要せずに大型化した許可船舶の増加トン数については、補充トン数として使用できないものとする。

第 3 章 船舶の総トン数の変更の特例

第 1 節 省エネルギー船型への移行等のための大型化

1 審査基準

許可等を受けた者が、旧トン数適用船舶について、船長及び通信長の寝台並びに休憩及び娯楽のための専用場所を上甲板上に配置することにより船内居住区の改善を図るとともに、次に掲げるいずれかの要件に適合させるため、当該船舶を改造して大型化し、又は当該船舶の代船（旧トン数適用船舶に限る。）について大型化する場合に、第 2 章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、5 トンを限度として、トン数補充を要せずに許可するものとする。

- (1) 大型化前の船舶が属する旧トン数適用船舶階層区分が 40 トン以上 99.99 トン以下のものにあっては、省エネルギー等の目的に沿った船型に移行するため次に掲げる基準のいずれか一つに合致させること。

ア 推進機関の連続最大出力が軸馬力 882 キロワット以下であり、補機関の連続最大出力の合計が軸馬力 161 キロワット以下であること。

イ 計画満載排水量が 375 トン以下であること。

ウ 規定乾げん量を有するときの船体方形肥瘠係数（ c_b ）が 0.72 以下であること。

ただし、ア又はイの基準の適用に当たっては、サイドスラスタ等の船体横移動を行うための機器を設置する場合には、その機器の要目を斟酌することができるものとする。

- (2) 大型化前の船舶が属する旧トン数適用船舶階層区分が 40 トン以上 79.99 トン以下のものにあっては、サイドスラスタ又は全旋回式推進装置を設置すること。

2 本節で大型化する許可船舶の取扱い

1 の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下本節において「省エネ型船舶」という。）に係る留意点は、以下のとおりとする。

- (1) 省エネ型船舶は、第 2 章の規定の適用にあたり、本節、第 6 節及び第 7 節の規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数を総トン数とみなす。
- (2) 省エネ型船舶を被代船とする代船の許可の申請は、代船の総トン数が省エネ型船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数以下の場合を除き、代船が 1 に規定する審査基準を満たしているときに限り、トン数補充を要せずに許可するものとする。
- (3) 省エネ型船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は、当該省エネ型船舶の総トン数のうち 1 の規定に基づく大型化による増加トン数を控除したトン数

とし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

第2節 試験操業による大型化

1 審査基準

認可を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該認可を受けた船舶の総トン数を上回る総トン数の船舶について許可を受けるため、第2章第2節に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同節第2項及び第4章第2節の規定に関わらず、許可をするものとする。

(1) 省令第11条第1項の規定による認可の変更の申請に係る船舶が、収益性の高い操業・生産体制等への転換を図るために取り組む「認定改革計画及び認定漁業復興計画に基づく収益性の実証等のための試験操業取扱方針」（平成20年3月24日付け19水管第2893号水産庁長官通知）に基づく大中型まき網漁業の試験操業の許可に係るものであること。

(2) 前号に規定する試験操業の結果、漁獲量が増大しないと認められること。

(3) 当該認可に係る操業区域に別表第2の海区9及び海区10を含まないこと。

2 条件

1の規定に基づき大型化した許可船舶（その後の代船を含む。以下「構造改革型船舶」という。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により以下に係る条件を付すものとする。

(1) 魚そう容積の上限に係る条件

(2) 網台面積の上限に係る条件

3 本節で大型化する許可船舶の取扱い

構造改革型船舶に係る留意点は以下のとおりとする。

(1) 構造改革型船舶は、その総トン数に関わらず別表第1の1の階層5に属するものとする。

(2) 構造改革型船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は、階層5に属することとなる前の船舶の補充トン数とし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

(3) 構造改革型船舶の大型化であって、代船又は改造後の船舶の総トン数が別表第3の基準に定める最大トン数を超える場合には、当該船舶の総トン数と当該最大トン数の差のトン数に見合うトン数補充があるときであって別表第3に定める基準（最大トン数に係る基準を除く。）に適合するときに限り、これを認めることとする。

なお、この大型化後の船舶の補充トン数は、(2)の規定に関わらず、階層5に属することとなる前の船舶の補充トン数に、当該大型化のためのトン数補充分のトン数を加えたトン数とする。

第3節 かつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）との兼業のための大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき大中型まき網漁業の許可を受けた者が、次に

掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

- (1) 大型化前の船舶が、操業区域が「全海域」であるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）の許可を受けていること。
- (2) 大型化した船舶が行う大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）による漁獲量の合計が大型化前の船舶及び当該大型化に伴いかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）に使用することを廃止した船舶の漁獲量の合計の水準以下になると見込まれること。
- (3) 当該許可に係る操業区域が別表第2の海区1を含まないこと。

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。以下「釣り兼業船舶」という。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により以下を内容とする条件を付すものとする。

- (1) 操業区域が「全海域」であるかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）の許可を有していなければならない。
- (2) 大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）による漁獲量の合計が大型化前の船舶及び当該大型化に伴いかつお・まぐろ漁業（釣りによるものに限る。）に使用することを廃止した船舶の漁獲量の合計の水準以下となるようにしなければならない。

3 本節で大型化する許可船舶の取扱い

釣り兼業船舶をトン数補充に充てる場合に使用できるトン数の上限は500トンとし、この上限を留意事項として許可証に記載するものとする。

第4節 インド洋海区の許可を太平洋中央海区の許可に包含する場合の大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき大中型まき網漁業の許可を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

- (1) 別表第2の海区9及び海区10の操業区域における大中型まき網漁業の許可を受けていること。
- (2) 法第47条の規定による操業区域の拡張に係る変更（従前の操業区域を海区10の操業区域を含めて拡張するものに限る。）を行う場合であって、当該変更が当該海区10の操業区域に係る許可船舶の廃業を見合いとして行われること。
- (3) 大型化した船舶の別表第2の海区9（別表第2の海区1を含む場合にあっては、別表第2の海区1及び海区9。）の操業区域における大中型まき網漁業による漁獲量が大型化前の船舶の漁獲量の水準以下になると見込まれること。

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。以下同じ。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により、大型化した船舶の別表第2の海区9（別表第2の海区1を含む場合にあっては、別表第2の海区1及び海区9。）の操業区域における大中型まき網漁業による漁獲量が大型化前の船舶の漁獲量の水準以下となるようにしなければならない旨の条件を付すものとする。

第5節 居住性等の改善のための大型化

1 審査基準

別表第1の2の階層1に属する船舶につき許可等を受けた者が、次に掲げる要件の全てを満たす場合において、当該船舶が別表第1の2の階層2に属することとなる大型化について第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、許可をするものとする。

- （1）許可の申請に係る船舶の魚そう容積が、許可船舶又は認可を受けるにあたり使用を廃止した船舶の魚そう容積以下である場合
- （2）100トン以上のトン数補充がある場合又は別表第1の1の階層4に属する許可船舶のうち別表第2の海区1を操業区域とする許可船舶について当該操業区域の縮小又は使用廃止等をする場合

2 条件

1の規定に基づき大型化した船舶（その後の代船を含む。）に係る許可については、法第44条第1項の規定により魚そう容積を増やしてはならない旨の条件を付すものとする。

第6節 漁船の設備基準等の適合のための大型化

平成19年7月25日付け農林水産省告示第960号（総トン数20トン以上の漁船に係る漁船の設備基準を定める件の全部を改正する件）に定められた設備基準に適合するため、又はこれに加え労働居住環境を改善するための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の設備基準等の適用に伴う漁船の大型化に関する取扱方針」（平成19年7月26日付け19水漁第1418号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第7節 漁船の復原性向上等のための大型化

許可等を受けた船舶の復原性向上又は省エネルギーを図るための船舶の大型化の取扱いについては、「漁船の復原性向上等のための漁船の大型化に関する取扱方針」（平成24年7月30日付け24水推第581号水産庁長官通知）の規定によるものとする。

第8節 大型化した許可船舶の認可の申請

許可漁業者は、第1節、第6節又は第7節の規定に基づき大型化した船舶に係る許可の有効期間中に、使用廃止等の理由により法第45条の認可（同条第2号又は第3号に係るものに限る。）を申請する場合には、省令第11条第1項の認可の変更（大型化した許可船舶の総トン数から大型化による増加トン数を控除した総トン数への変更）の許可を併せて申請しなければならない。

第9節 大型化した許可船舶の許可に付された条件の解除

1 条件の解除の申請

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、第4節又は第5節の規定に基づき大型化した船舶に係る許可に付された条件を解除しようとする場合には、第5章に規定する許可証の書換え交付を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請については、別表第1の2の階層1に属する船舶（別表第2の海区9を含むものに限る。）の使用廃止等があるときに限り、条件の解除に係る許可証の書換え交付を行うものとする。

ただし、条件の解除を受けようとする許可に係る操業区域に別表第2の海区1を含む場合にあっては、法第44条第2項の規定により、当該許可については、別表第2の海区1において使用する魚そう容積を増やしてはならない旨の条件を付すものとする。

3 条件の解除のための使用廃止等見合い

（1）2に規定する条件の解除のための使用廃止等見合いについては、許可船舶1隻の使用廃止等を見合いとして、他の許可を受けた船舶の許可に付した条件の解除を3隻まで認めることとする。また、全ての当該条件の解除に係る許可証の書換え交付は、最初に条件の解除に係る書換え交付をした日から1年以内に行うこととする。

（2）条件の解除の見合いとして使用廃止等する許可船舶は、次のア及びイに掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 使用廃止等の時まで継続して1年以上大中型まき網漁業を休業していないこと（休業の期間が1年に満たない場合であって、法第39条第1項、第42条第1項又は第45条各号の規定に基づく許可を受けたときから継続して休業していない場合を含む。）。

イ 許可船舶につき許可を受けた者が漁業又は労働に関する法令違反であって、許可の取消処分に相当するものを犯していないこと。

第4章 総トン数以外の制限措置の変更

第1節 操業区域の変更

1 変更の許可の申請

許可等を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る操業区域を変更しようとする場合には、法第47条又は省令第11条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

1によりなされた申請については、次の（1）から（4）までに掲げる要件の全てを満たすものであるときに限り、許可することとする。

（1）操業区域の拡張が他の許可等を受けた船舶の操業区域の縮小又は使用廃止等（以下「操業区域の縮小等」と総称する。）に係る操業区域に見合うものであること。

ただし、この場合において、1そうまきの許可等に係る操業区域の拡張の見合いと

して2そうまきの許可等に係る操業区域の縮小等をするときは、当該2そうまきの許可等に係る2隻の船舶について操業区域の縮小等をするものとする。

(2) 2そうまきの許可等に係る操業区域の拡張の見合いとして1そうまきの許可等に係る操業区域の縮小等をする場合でないこと。

(3) 操業区域の拡張に係る許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分と操業区域の縮小等に係る他の許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分が原則として同一であること。

ただし、(1)のただし書の場合にあっては、別表第5に掲げる同一の区分に属すること

(4) 漁業調整上支障がないと認められること。

第2節 漁具の種類その他の漁業の方法の変更

1 変更の許可の申請

2そうまきの許可等を受けた者は、その許可等の有効期間中に、当該漁業の許可等に係る漁法を変更しようとする場合には、法第47条又は省令第11条の規定に基づき、農林水産大臣に対して、変更の許可を申請する。

2 審査基準

(1) 1によりなされた申請については、2そうまきの許可等を受けた者が、当該許可等に係る漁法を2そうまきから1そうまきに変更しようとするものであって、当該許可等を受けた船舶が属する船舶階層区分と同一の船舶階層区分に属する他の2そうまきの許可等を受けた船舶について使用廃止等があるときに限り、許可する。

この場合において、当該許可等を受けた船舶の総トン数を併せて変更するため第2章に規定する申請を農林水産大臣に対してしたときは、同章第1節から第3節までの規定にかかわらず、当該許可等を受けた船舶及び当該使用廃止等に係る船舶がそれぞれ属する船舶階層区分のうち旧トン数適用船舶階層区分の上限のトン数に0.01を加算したトン数の合計に4分の3を乗じたトン数（補充トン数がある場合は当該補充トン数を加算したトン数）を上限として、許可する。

(2) 1そうまきの許可等を受けた者が、当該許可等に係る漁法を1そうまきから2そうまきに変更しようとする場合には、原則として許可しない。ただし、漁業調整及び資源管理上支障がない場合に限り許可するものとする。

第5章 許可証の書換え交付

許可漁業者は、その許可の有効期間中に、第3章の規定に基づき許可に付した条件、留意事項等の許可証に記載された事項を変更しようとする場合には、農林水産大臣に対して、省令第17条第1項に規定する許可証の書換え交付を申請する。

附 則

1 この取扱方針は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日（令和2年12月1日）から施行する。

2 「大中型まき網漁業の許可等に関する取扱方針」（平成29年7月24日付け29水管第1560

号水産庁長官通知）は、令和２年 11 月 30 日限りで廃止する。

附 則

「大中型まき網漁業の太平洋中央海区における大型化の許可に付された許可等の条件に関する取扱い要領」（平成 29 年 7 月 24 日付け 29 水管第 1562 号水産庁資源管理部長通知）は、この通知の施行の日限りで廃止する。

別表第1の1 1 そうまきの許可等に係る船舶のうち別表第2の海区1から8までのいずれかを
操業区域に含む場合（海区9を操業区域に含む場合を除く。）

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
15トン以上 37トン未満	15トン以上 29.99 トン以下	1
15トン以上 48トン未満	15トン以上 39.99 トン以下	2
48トン以上 81トン未満	40トン以上 59.99 トン以下	3
48トン以上 136トン未満	40トン以上 99.99 トン以下	4
48トン以上 500トン未満	—	5

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、
同じ船舶階層区分とする。

別表第1の2 1 そうまきの許可等に係る船舶のうち別表第1の1の船舶以外のものの場合

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
200トン以上 351トン未満	200トン以上 499.99トン以下	1
200トン以上 761トン未満	200トン以上 999.99トン以下	2

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、
同じ船舶階層区分とする。

別表第1の3 2 そうまきの許可等に係る船舶の場合

新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	階 層
15トン以上 37トン未満	15トン以上 29.99 トン以下	1
15トン以上 48トン未満	15トン以上 39.99 トン以下	2
48トン以上 66トン未満	40トン以上 49.99 トン以下	3
48トン以上 76トン未満	40トン以上 59.99 トン以下	4
48トン以上 101トン未満	40トン以上 79.99 トン以下	5

（備考）この表において同じ階層となる新トン数適用船舶と旧トン数適用船舶については、
同じ船舶階層区分とする。

別表第2

海区	操 業 区 域
1	北部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両 線間における海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）
2	中部太平洋海区 千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯 台正南の線との両線間における海域

3	南部太平洋海区 和歌山県東牟婁郡串本町潮岬灯台正南の線と宮崎県串間市都井岬灯台正南の線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第16条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）
4	北部日本海海区 石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線以西の日本海の海域以外の日本海の海域
5	中部日本海海区 石川県珠洲市禄剛埼灯台正北の線と最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線との両線間における海域
6	西部日本海海区 最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線と佐賀県唐津市波戸岬灯台から長崎県壱岐市長者原埼突端及び同県対馬市神埼灯台を経て同市三島灯台に至る線並びに同灯台正北の線から成る線との両線間における海域（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第16条の表瀬戸内海の項下欄に掲げる海域を除く。）
7	九州西部海区 日本海における東経129度59分53秒の線、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線、東経127度59分53秒の線、北緯27度14秒の線及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域
8	東海黄海海区 最大高潮時海岸線上島根山口両県界北西の線以南の日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海の海域
9	太平洋中央海区 東経179度59分43秒以西の北緯20度21秒の線、北緯20度21秒以北、北緯40度16秒以南の東経179度59分43秒の線及び東経179度59分43秒以東の北緯40度16秒の線から成る線以南の太平洋の海域（南シナ海の海域を除く。）
10	インド洋海区 南緯19度59分35秒以北（ただし、東経95度4秒から東経119度59分56秒の間の海域については、南緯9度59分36秒以北）のインド洋の海域

（注）操業区域の経度及び緯度は、世界測地系による値である。

別表第3

区 分	基 準
別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶（当該海域において大中型まき網漁業に使用す

満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	ることを廃止した船舶を含み、第3章第2節3（3）の規定に基づく大型化を含まない。以下、この表において同じ。）の最大トン数を超えていないこと。 ② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。 ③ 魚そう容積（付属船の魚そう容積も含む。）は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。 ④ 使用する付属船は計1隻、かつ、運搬船は1隻までであること。 ⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。
別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン未満に大型化した場合であって、今般200トン以上に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。 ③ 魚そう容積（付属船の魚そう容積も含む。）は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。 ④ 使用する付属船は計1隻、かつ、運搬船は1隻までであること。 ⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。
別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層3の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。 ③ 魚そう容積（付属船の魚そう容積も含む。）は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。 ④ 使用する付属船の隻数は従前どおりであること。 ⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。
別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した場合であって、今般更に大型化しようとする場合	① 当該操業区域で操業する別表第1の1の階層4の船舶を第3章第2節の規定の適用を受けて200トン以上に大型化した許可船舶の最大トン数を超えていないこと。 ② 網台の面積は、従前の許可に付された網台面積を超えていないこと。 ③ 魚そう容積（付属船の魚そう容積も含む。）は、従前の許可に付された魚そう容積の上限を超えていないこと。 ④ 使用する付属船の隻数は従前どおりであること。 ⑤ 漁業調整上支障がないと認められること。

別表第4

操 業 区 域	総トン数の最高限度	
	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶
北部太平洋海区 (1) 一定の県の沖合海域以外の海域においては操業してはならない旨の条件を付された許可等に係る船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶 (2) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶（その後の代船を含む。以下この表において同じ。）であって、操業区域を太平洋中央海区と併せ持たない船舶 (3) 操業区域を太平洋中央海区と併せ持ち、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶 (4) (1)から(3)までに掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶 (5) 当該許可等に係る漁法が2そうまきである船舶	47 トン 499 トン 760 トン 135 トン 100 トン	39.99 トン 999.99 トン 99.99 トン 79.99 トン
中部太平洋海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
南部太平洋海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 80 トン	59.99 トン
北部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
中部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン

西部日本海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
九州西部海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 80 トン	59.99 トン
東海黄海海区 (1) 第3章第2節の規定の適用を受けて大型化した船舶 (2) (1)に掲げる船舶以外の船舶であって、かつ、当該許可等に係る漁法が1そうまきである船舶	499 トン 135 トン	99.99 トン
太平洋中央海区	760 トン	999.99 トン
インド洋海区	760 トン	999.99 トン

別表第5

区分	1 そうまきの許可等に 係る船舶階層区分		2 そうまきの許可等に係る船舶階層区分	
	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶	新トン数適用船舶	旧トン数適用船舶
1	48トン 以上 81トン 未満	40 トン 以上 59.99トン 以下	15トン 以上 48トン 未満 48トン 以上 66トン 未満	15トン 以上 39.99トン 以下 40トン 以上 49.99トン 以下
2	48トン 以上 111トン 未満	40 トン 以上 79.99トン 以下	48トン 以上 66トン 未満 48トン 以上 76トン 未満	40トン 以上 49.99トン 以下 40トン 以上 59.99トン 以下
3	48トン 以上 136トン 未満	40 トン 以上 99.99トン 以下	48トン 以上 76トン 未満 48トン 以上 101トン 未満	40トン 以上 59.99トン 以下 40トン 以上 79.99トン 以下